

報告事項 3

尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会の調査報告書について
尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会の調査報告書について、
次のとおり報告する。

令和3年6月14日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

調査報告書（概要）

令和3年6月3日

尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会

目 次

- 第1 本件事案と調査の経過
- 第2 認定した事実
- 第3 いじめの認定
- 第4 いじめと転校の関連性
- 第5 いじめと自死の関連性
- 第6 学校の対応に関する評価
- 第7 教育委員会の対応に関する評価
- 第8 再発防止策についての提言
 - 1 小学校，中学校では当該生徒にどのように接するべきだったか
 - 2 母と子の双方に対する働きかけができなかったか
 - 3 自死防止の視点 ～ 子どもの心身のサインを理解すること
 - 4 専門家（SCとSSW）との連携
 - 5 学校における自殺予防教育について

以上

第1 本件事案と調査の経過

平成30年11月、当時尼崎市立中学校の2年生であった生徒（以下「当該生徒」と言う）は、JR踏切内に進入し、自死に至った。当該生徒は、神戸市立小学校に在籍中、6年生のとき、教室内の自分の机に、油性マジックで「死ぬ」等と落書きされたことがあった。その後当該生徒は、同じ校区内の神戸市立中学校に進学したが、1年の2学期が始まった頃、「今のことより小学校の時のこと（注：本件落書きのこと）があるから行きにくい」という理由により不登校となり、平成29年10月、同中学校から尼崎市立中学校へ転校した。

令和元年11月29日、当委員会は、神戸市教育長から、

- 1 神戸市立の小学校及び中学校在籍時の当該生徒に関するいじめの有無、
- 2 前記いじめの事実と尼崎市立中学校に転校したこととの間の関係の有無、
- 3 前記いじめの事実と当該生徒の死亡との間の関係の有無、
- 4 前記いじめに対する当該校の対応、及び市教委の重大事態への対応の問題点の有無、並びに具体的な再発防止策

の4点について、いじめ防止対策推進法28条1項に基づく調査の依頼を受けた。

当委員会は、本報告書作成のため、前同日から令和3年5月12日までの間に、合計19回の会合を持ち、当該生徒を知る神戸市立中学校の生徒ら（当時3年生）へのアンケート調査を実施し、のべ26名から事情聴取を行い、神戸市教育委員会（以下「市教委」）と尼崎市要保護児童対策地域協議会に対する書面照会を各1回ずつ行った。

第2 認定した事実

- 1 出生から神戸市立小学校へ転入するまで

当該生徒は、平成16年7月、兵庫県にて出生し、2、3歳頃に両親が離婚（きょうだい無し）、母の実家がある奈良県で母子のみで暮らしていたが、平成23年、

小学校に入学した頃、大阪市へ母子で転居し、以後、平成27年9月（小学校5年生2学期）、本件落書き事案があった神戸市立小学校に転校するまで転居・転校を繰り返した。この間、小学校3年生のとき、母へのDV（ドメスティックバイオレンス）を目撃し、母子生活支援施設に入所したこともあった。

2 神戸市立小学校において

当該生徒は、5年生3学期から、炭水化物をとらないようにするダイエットを始め、1年足らずで10キロほど痩せた。自宅では、母親に暴言を吐くなど、反抗的になり、学校では人と関わろうとせず、暗い雰囲気だった。6年生2学期の頃から、元気が無くなってきた。母には学校のことも何も話さない。学業成績は何ら問題なく、特に社会と理科に関しては優秀な成績を収めた。

3 本件落書き事案について

平成29年3月2日（木曜日）の朝、教室内で当該生徒の机に落書きされているのを、登校してきた児童らが見つけ、騒ぎになり、5、6人の（主に）女子児童らが、消しゴムや雑巾で落書きを消そうとしたが、油性マジックで書かれていたので全てを消すことができず、当該生徒が登校してくる前に、担任が机を交換した。担任は、1限目開始前、職員室で、学年主任、生徒指導担当及び校長と対応を協議し、2限目、クラスの児童全員に対し、当該生徒の机に落書きがあったことを伝え、当該生徒がその場にいる「勇気」を称え、情報提供を呼びかけ、「今回のことで思ったこと、（当該生徒）本人への思い、これからのこと、自分の知っていることなどを、感想として」クラス全員（当該生徒も含む）に書かせた。

（本件落書きの内容など）

本件落書きは、机の左上に大きく「バカ」と書かれ、右上に「デブ」、その下に「カス」、その下、すなわち机の下の真ん中あたりに「死ね」と書かれてあった。

（落書きの加害者について）

担任は、落書きを発見した当日の放課後、(6年生の)学年主任と(当時)5年生の担当教師2名と共に、落書きの筆跡をもとに、各教室の掲示物や生徒らのノートなどを見て回るなどして、筆跡から加害者捜しを試みたが、それらしい児童は見当たらなかった。当該生徒と同じクラス全員の感想文からも心当たりはなかった。

当該生徒が、気になることとして、同じ登校班にいる5年生女子が自分のことを悪く言っているような気がするということで、担任は、1週間ほど登校に付き添い、女子児童を注視したが、特に気になるようなことは無かった。

本件落書きがあった数日後、2人の女子児童が、担任のところに、「落書きがあったとされる委員会後の放課後、当該生徒と思しき児童が自分の机の前に立ち尽くし、何かしている様子だった」と伝えてきたことがあった。担任は、学年主任、生徒指導担当、教頭及び校長らと、この情報の扱いについて話し合ったが、聞き置くに留め、改めて女子児童らから事情聴取することは無かった。当該生徒自身に確かめることもしなかった。この女子児童らについては誰であるか特定されていない(担任は覚えていないと供述している)。

当該年度における小学校から市教委に対する「いじめ事案」報告においても、本件落書きに関する関係児童(加害者)は特定されていない。

当委員会が行った、(当該学年生徒全員に対する)アンケート調査、及び可能な限り行った各事情聴取においても、加害者の特定につながる具体的な情報は無かった。

結論として、本件落書きの加害者は特定できなかった。

(本件落書き発見当日における担任の家庭訪問について)

当該生徒の母親は、本件落書きの内容に「死ね」と書かれてあったことを、担任が(その場にいた)当該生徒の同意無く、漫然と告げてしまったと説明している。一方担任は、家庭訪問の際、本件落書きの内容を告げるつもりは無かったが、母親から尋ねられたので、その場にいた当該生徒に対して「話しても良いか?」と問いかけ、当該生徒が「うん、いいよ」と言って頷いた、と説明しており、母親の説明と食い違っている。その場において「当該生徒の同意」があったか否かという点に

関して、担任は当該生徒が（どういう意図であったかは別にして）同意したと認識し、母親がそれに気づかなかったとも考えられる。

（落書き事案後の当該生徒の様子）

落書き事案後、当該生徒は、小学校を卒業するまで2日欠席しているにとどまり、特に変わった様子は見られず、家庭でも母に対しては、相変わらず特に何も語らず、平静であった。

4 神戸市立中学校において

当該生徒は、入学当初、学校では常に顔を隠すようにマスクをつけており、家庭訪問の際に中学校担任（以下「中学担任」と言う。）から母親にその話をし、母親が当該生徒本人の前で「甘やかさないでほしい」と言い、それ以降はマスクを外すようになった。

当該生徒は、「誰にも知れないように」トイレで髪をむしったり、リストカットしていたが、1学期末の「いじめに関するアンケート」においては、いじめは無い旨回答している。1学期中の欠席日数は1日のみであった。

中学担任は、当該生徒を、女性っぽい生徒、と認識しており、2学期が始まった頃（9月）の体育会において、当該生徒がBGMに合わせて突然踊り出したのを見ても、女性っぽいと感じた。

5 尼崎へ転校するに至る経過

2学期当初の9月、当該生徒は、体育会には参加したくなかったが、説得されてがんばって参加した。しかしその後、「小学校の時の事があるから」学校に行きにくくなり、欠席が続き、中学担任が家庭訪問をしても居留守を使うことがあった。

母親は尼崎に転居することを決め、当該生徒は、平成29年10月17日、神戸市立中学校から尼崎市立中学校へ転校した。

神戸市立中学校1年2学期における当該生徒の欠席日数は18日間である（1年

時における欠席日数の合計は104日中19日なので、2学期に集中している)。

6 尼崎市立中学校への転校後、自死に至るまで

当該生徒は、尼崎市立中学校へ転校後も、笑顔が見られず、抑うつ的な感じが続いた。同年10月26日にあった合唱コンクールにおいて、練習時間が短かったにもかかわらず、歌詞を見ずに歌いきるなど、前向きな姿勢は見られた。ところが、その後11月11日から同月13日にかけて、自宅にあった市販の風邪薬などを大量服用し、リストカットを行い、同日、母親が当該生徒の異変に気が付いて、病院に緊急入院した。このとき身体的には特段の異常は無く、同月16日には退院し、20日から22日にかけて(教室とは)別の部屋で学期末テストを受けたが、その後は不登校が続いた。

12月に入っても当該生徒の希死念慮は続いており、同月7日、夜、飛び降りができそうな高い橋を探していたところを教師に保護され、翌8日、精神科病院に入院することになった。

当該生徒は、平成30年1月30日に退院したが、希死念慮は続いており、この頃「マンションの一番高いところで死のうとしたけど、怖くてやめた」ということがあった。同年3月30日、自宅で縊首自死を図ったが、病院に搬送されて未遂に終わった。このとき身体的な異常は見当たらず、搬送先病院を退院したが、同日深夜、再び、精神科病院に入院するに至った。

同年8月29日、当該生徒は退院し、尼崎市立中学校(2年生2学期)に復学したが、当初から学校に戻るつもりは無く、フリースクールに通うなどしていた。

11月19日、朝、母に起こされフリースクールに行くように言われ、午前8時に母は出勤。当該生徒は、1限目は欠席、2限目、3限目は出席し、特に変わった様子無く、昼前に下校。JRの自宅最寄り駅まで戻ってきて、同駅から自宅へ向かう途中の踏切にて、午後1時15分頃、電車に轢かれた。

尼崎市立中学校(2年生)には、(2学期)一日も登校していない。担任は、9月

11日と10月12日に「学年だより」を届けに家庭訪問しているが、当該生徒との面会はできなかった。

第3 「いじめ」の認定

1 本件落書きは当該生徒の自作自演だったのか

小学校では、本件落書きを「いじめ」と認定している一方で、「本件落書きは当該生徒の自作自演であった」という疑いを持っていた。すなわち、落書きの前後に当該生徒がいじめにあっているという情報も様子も無かった上、落書きがあった数日後、2人の女子児童が、担任教師のところに、「落書きがあったとされる委員会後の放課後、当該生徒と思しき児童が自分の机の前に立ち尽くし、何かしている様子だった」と伝えてきたことがあったことから、当該生徒自身が本件落書きを書いたのではないかとの疑いを持つに至った。

小学校では、落書き発見後、すぐに一応の加害者捜しを試みたが、真相解明に至らず、担任は、「つらい思いをしている子を、どう周りが支えてあげられるか」の方が大切という考えに基づき、「いじめ」という前提で、学級全体に落書きの話をし、「当該生徒への思い、これからのこと、自分の知っていることなどを、感想として紙に書かせた」。その後、前記女子児童らからの申告があり、加害者捜しが再開されることは無かった。

当該年度の小学校から市教委に対する「いじめ事案」報告において、「関係児童」（すなわち加害者）が特定されていない事案は、（全学年における報告13件中）本件のみであった。

当委員会は、「本件落書きは当該生徒の自作自演では無かった」と認定する。当該生徒は、落書き発覚当日の作文において、「本当にいやな気持ちになって周りの人のことが信じられなくなりそうです」と書いている。また、その後入院した精神科の医師に対しても、「落書きされた」と申告していることからすると、本件落書きは当該生徒の「自作自演ではない」と認定するのが自然である。

小学校が自作自演の疑いを持つに至った前記女子児童らの証言は、その氏名さえ明らかで無く、証言の具体的内容は不明で、その信用性を判断することができない。そもそも、仮に目撃されたのが当該生徒であったとしても、それをもって落書きしたのが当該生徒だったと直ちに認定することはできない。落書きがあった直前に小学校で行われていた委員会活動には5年生（下の学年）も参加していたことからすると、加害者が同じ学年の児童とも限らない。当該生徒自身が「自作自演ではなかった」前提で、複数の第三者に対して、この落書きを「被害」と申告していることからしても、これを自作自演と認定する理由は存しない。

2 本件落書きが「いじめ」であったことの認定

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（以下「法」と言う。）2条1項によると、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいうが、ここで問題になるのは、本件落書きが「当該生徒に対するもの」と言えるか否かである。すなわち、本件では、加害者が不明で、下の学年の児童である可能性もあり、落書きは当該生徒の机になされたものだが、それだけでは、この落書きが「当該生徒に向けられたもの」とは言えない可能性を残す。

この点、前述の法の定義における「一定の人間関係」とは、同じ学校に在籍している程度のことで認められ、本件落書きが、同じ小学校の児童によるものであることは容易に認められる。また、本件落書きには「デブ」という記載が比較的大きな字で書かれていることからすると、当該生徒は5年生転入時には太っていたことからして、当該生徒に向けて書かれたものと推認できる。当時教室内の各机には生徒のネームシールが貼られていたこともこの推認を補強する。さらに、仮に加害者が本件落書きをしたときに当該生徒のことを知らなかったとしても、本件落書きは、同じ小学校の特定の（その机を使っている）児童に向けたものと評価でき、それが教室内で周知されることによってその児童を貶めることになるのが分かってなされているのであるから、本

件落書きは、先の定義からしてやはり「いじめ」に該当すると考える。

3 神戸市立の小・中学校におけるその他の「いじめ」の有無について

当委員会によるアンケート調査の結果によると、当該生徒は、小学校のクラスにおいて「静かで穏やかな自分の世界を持つ存在」と見られていたようだが、いじめを認定するに足る情報は見当たらなかった。当該生徒に対する声かけの口調が厳しい優等生タイプの児童もいたようだが、この児童は他の生徒に対しても同じような行動をとる傾向があり、当該生徒が「いじめられっ子」として孤立していた事実は認められず、これが「いじめ」であったとは認定できない。

当該生徒は、神戸市立中学校に在学中、周囲とトラブルを起こしがちな生徒から「少し嫌なことをされた」、また（別の生徒から）「悪口を言われているような気がする」と母親に訴えたことがあった。これはそれ自体が「いじめ」というより、そのような不快な体験によって、（小学校のときの）本件落書き事件のトラウマがよみがえり、不安感や周囲への不信感が再生されたと考えられる。結論として、本件落書き以外には「いじめ」の事実は認定できない。

第4 いじめと転校の関連性

神戸市立中学校1年1学期末の「いじめに関するアンケート」において、当該生徒は、いじめに関しては否定しているが、「困ったときに相談できる友だちがいる」に対しては「どちらかといえばそう思わない」と回答している。1学期中の欠席は1日のみ。学級においては、コミュニケーションは少なく、ひとりでいることが多い。担任が他の子に話しかけてあげるように配慮するが、難しいものがあつた。社会の地理が得意で、社会の授業では目立つところもあつた。また、当時流行っていた恋ダンスなどキレキレに踊るなど、クラスからすごいといわれる場面もあり、本人も嬉しそうだった。2学期9月の体育会、当該生徒は運動が苦手なため、障害物競争にペアで出場した。本人なりに頑張っている様子が見られた。運動会観戦中、

BGMに合わせて突如踊り出す。女性っぽい感じだったが、そのことで周囲がからかうようなことは見当たらず。当該生徒はその後2日出席したが、以後転校するまでほぼ不登校であった。

学校に来られなくなってからは、中学担任はできる限り家庭訪問をした。当該生徒本人だけの場合は居留守を使われることもあった。本人は、今というよりも小学校の時のことがあるから行きにくいとのこと。また、違う学校に行けば小学校の時のことを知らないの自分では頑張れると言っていた。家庭訪問での聞き取りでは、母親はいじめではないと思っていると話している。母親と会話の中では音楽コンクールが嫌なのかもしれないとの話も挙がる。

一般的に、不登校の原因は1つに特定されることは少なく、いくつかの問題が重なり、その一つ一つ問題が解決できないまま凝り固まっていき、うつ状態になる生徒もいる。当該生徒の場合、その辛さを誰かに伝えたり表現することができなかったようである。不登校のきっかけとして、頑張った体育会で燃え尽きたという可能性もある。

第5 いじめと自死との関連性

小学校6年の3月2日、当該生徒の机に、「デブ」、「死ね」などと書かれた落書きが発見される。当時、ダイエットの成果で痩せていたにもかかわらず、このような落書きをされたことは、当該生徒にとって、どうしていいかわからなくなるほどのトラウマティックな体験だったと考える。中学に進学しても、かつて太っていた自分を知っている生徒の存在が恐怖であったのではないか。

本件落書きの加害者は不明だが、同じ(神戸市立)中学校に入学していたはずで、周りの同学年生徒の誰も信用できず、相当なストレスだったことが考えられ、悪口を言われている気がするといった被害念慮も出現しはじめている。

自殺企図は、尼崎市立中学校に転校してから出現しはじめている。同中学校では、女子生徒に好感を持たれており、他の生徒にからかわれたことはあったようだが、

いじめがあったことは確認されていない。中学校転校後は、これまでの学校生活で最も心地良かったと考えられる状況であったが、それでも自殺企図が出現している。

自殺企図の方法は、次第に確実な手法を選ぶようになっていく。小学校3年から希死念慮が出現するようになり、中学1年2学期から自殺企図が出現している。

当該生徒の自死は、幼少期からの逆境体験、いじめ（本件落書き）や周囲の無理解などにより、希死念慮が強くなっていったと考えられるが、亡くなる3か月前に精神科病院を退院してから、自死に至るまでは、自殺企図は認められていない。自死当日、朝は遅刻しながらもフリースクールに登校して普段どおり過ごしており、帰宅途中で突発的に自死を執行したと考えられる。

当該生徒の希死念慮増強の一要因として、小学校6年時の本件落書き事案と、その後の学校の対応があったことは否めない。

第6 学校の対応に関する評価

1 小学校での「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）遵守に向けた組織的体制

毎月1回開催される児童指導委員会が「いじめ防止対策委員会」も兼ね、場合によっては、不登校対策委員会も兼ねることもある。メンバーは校長、教頭、児童指導係、学年主任、養護教諭で、スクールカウンセラーは日が合わず出席していない。児童指導委員会の記録を見る限り、児童に関する詳細な情報交換とは言えず、情報は部会主任が管理するにとどまり、学校として情報管理はしていない。また、いじめアンケートについても、集計はせず、卒業したら処分されている。いじめ防止対策推進法にのっとり基本方針は、学校のホームページ上に「神戸市立**小学校いじめ防止等のための基本的な方針」として掲載されているが、更新日時は記載されているものの、毎年校内で検討をし直すということにはなかった。

学校としては落ち着いており、当該生徒が5年生に在籍していた当時の、同じ学年内におけるいじめの認知件数は年間4件、6年生在籍中は本件落書きを含め3件であり、児童の指導に苦慮する事案が少ないというものの、指導上の記録が管理

されていない。不登校予防の観点から見ても、小学校1年生からの継続した児童の生活記録や指導記録を整えておくことによって、アセスメントの質が向上し、問題行動の未然防止や重篤な事案になることを防ぐことができる。その意味で、文書管理を含めた児童指導委員会のありようを検討する必要がある。

2 (小学校) 担任の指導について

本件落書き後の児童らへの指導は、加害者捜しではなく、被害者保護にシフトされている。落書きの加害者を特定するための「情報収集」のアンケートを実施すれば、大多数の無関係な児童に対して「疑い」の目を向け、疑心暗鬼の雰囲気を出して卒業直前のクラスに漂わせることになる。担任は、被害者保護においてクラスの団結を呼びかけ、落書きの再発防止をめざす学級経営方針をとった。しかし、加害者が特定されないことで、被害者（当該生徒）の不安は消えない。卒業直前という特殊な状況での、この学級運営の方針は理解できる。一方で、被害者の不安に寄り添い、守り抜くという個別支援・対応は必須であり、その後の数日間の登校班での通学に付き添うなどの配慮がそれに当たると考えられる。しかし「落書き発見の前日、委員会終了後の教室に当該生徒と思しき生徒が一人で佇んでいた」という目撃情報に接することで、この個別支援・対応の仕方に変化が生じたのではないか。

3 神戸市立中学校での法遵守に向けた組織的体制

毎週実施される「生徒指導連絡会」は、校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導係、養護教諭の7名で構成されており、これが「いじめ対策委員会」としての機能を有していると考えられる。その記録は保管され、会議に参加していない教職員に対して校内ネットワーク上に公開されており、閲覧した旨を報告させ、情報の共有を促進する配慮もされている。「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」はホームページ上にも掲示され、保護者・地域にも公開されている。当該生徒の転出に際しては、担任と学年主任の2人で家庭訪問を実施するなど、生徒指

導等に関する「チーム」で対応する共通理解やシステムが定着しているようにみられる。

4 中学担任の指導について

中学担任は、小学校からの引継ぎ内容に則り、いじめの再発に気を配りつつ、孤立しそうな当該生徒に意識して関わっており、当該生徒が転校を決めた際も、転校の原因がいじめであるか否かを複数回にわたって本人と保護者に確認している。

小学校からの引継ぎにおいては「いじめ被害者」と報告されていたのであるから、どれほどの「合理的な配慮」がなされていたかが問われる。現行の「学習指導要領」では発達障害や帰国子女、不登校生徒などに対し、それぞれの子どもに応じた合理的な配慮のもとに指導するように指示されている。自作自演の可能性を認めていたとしても、DVなどの被虐待児であれば、かなりの配慮が求められるケースと言える。中学校には、内面的に強い葛藤を抱えた生徒には多面的な教育的援助が必要であるという認識が希薄であったと思われる。

一般的に、いじめがあった場合、その後の人間関係は改善されにくく、転校を考えるいじめ被害者は少なくない。当該生徒も、「今のことより小学校の時の事があるから行きにくい」と、同様のことを述べている。神戸市立中学校での担任は、いじめが起きないことには配慮したが、当該生徒の辛さに寄り添う受容的な配慮がさらに必要だったと考えられる。

第7 教育委員会の対応に関する評価

1 背景調査について（いじめがあった学校区から転校した後の自死事案の場合）

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省、平成26年7月）には、「遺族の要望があってから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うことも難しくなることや、今後の自殺防止につなげる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを本

指針の基本に据え」た、と記されている。

本件では、遺族（母親）が、当該生徒の自死後、早い時期から、小学校の校長や担任からの謝罪と生徒らへの調査を要求していたことからすると、尼崎市立中学校によって背景調査（30/12/5 付基本調査報告）がなされているが、今後このような事案の場合、「いじめ」（本件落書き）があった神戸市もこれに協力する態勢を整える必要がある。

2 神戸市、尼崎市及び兵庫県の協力関係

小学校で認定された「いじめ」（本件落書き）に関して、神戸市立中学校は、令和元年8月26日、「不登校重大事態」（法28条1項2号）として教育長に報告を行った。本件は、本来「生命等重大事態」（同条1項1号）として捉えるべき事案であったが、そもそも市教委にそのような認識が無かった。「不登校に至るいじめ」として調査するのと、「自死に至るいじめ」として調査するのでは、自ずとその内容や方法は変わってくる。

平成29年3月に文部科学省が出した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」において、「特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識すること」と明記されている。このガイドラインの基本姿勢からすると、「生命等重大事態」の調査は、「因果関係」の解明よりも、「自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性」を探り、「再発防止策」の検討に重点を置くべきである。

市教委も県教委も、行政上の分掌にばかり気を取られていたように見える。市教委担当者は、尼崎市による背景調査の報告は口頭で受けたにとどまるという。神戸市、尼崎市及び兵庫県の3者は、子どもの自死事案として、「今後の再発防止への課

題を考え、学校での自殺予防の取組のあり方を見直す」(元/8/26 付神戸市立中学校長から教育長宛て重大事態報告書3(1)③段落)べく、前記ガイドラインに則り、より協力して調整し、積極的かつ早期に調査を開始する態勢を整える必要がある。

3 市教委の対応についての問題

平成31年3月に実施された神戸市立中学校の保護者会や生徒へのアンケート調査において、本件自死事案を「事故で亡くなった」と説明した。学校は自死を前提としたアンケートをやることに反対しており、そのようなアンケートをした場合の生徒らへの影響を心配していた。その結果、生徒アンケートでは、「当該生徒について、覚えていることを書いてください」という設問で、小学校と中学校における当該生徒の思い出を聞く内容になり、「いじめと自死の関連性を調査するアンケート」にはならなかった。

前記「背景調査の指針」(文科省、平成26年7月改訂版)には、「遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う」と明記されている(5頁・遺族との関わり)が、市教委の対応は、結果として遺族の思いに寄り添うものになっていない。とりわけ、この(平成31年3月の)アンケート調査は、いじめと自死の関連を問うものになっておらず、学校設置者である市教委は、学校を指導する立場にありながら、学校に迎合し、遺族に寄り添わなかったように見える。

第8 再発防止策についての提言

1 小学校、中学校では当該生徒に対してどのように接するべきだったか

(1) 小学校時代

小学校は、スクールソーシャルワーカーと情報共有を行い、外部機関への情報提供も含め、学校内にとどまらず、DVを受けた母子への支援という視点での外部との支援体制の構築に取り組むことが望ましかった。

小学校6年生への進級時、当該生徒に関する5年の担任から6年の担任への引継書には、「人と話せない、友だちが作れない、人と関わろうとしない、常に暗い雰囲気を出している、大きな声を出そうとしない、がんばれない、母子家庭で母親に対して暴言を吐く」と否定的な記載が多い。5年生の2学期に転入してきて、その後半年間の見守りを通して、5年生の担任には、当該生徒本人と共にその母親に対しても、肯定的な面を発見し、エンパワメントしていく視点が必要であった。

(2) 小学校から中学校への引継ぎに関して

中学校から提出された引継ぎに関する一覧表には、「就学援助。DVで家庭が荒れていた。大阪から流れてきた。声が出ない。家では母に暴言をばく。人と関われない。静かすぎる。体育でも動かない(サッカー)し、友達からの誘いにもこたえきれない。休みの日も家にじっとしている。(部活もしないだろう)潔癖症。2週間ほど前に机に落書きされる。(デブ、カス・・・)ここ最近欠席。不登校、いじめの対象の可能性大。親は忙しくて放任。かかわりを持つとうとしない。・・・不登校」と記載されている。

本件落書きに関して、小学校担任は、「自作自演」であったとしたら、(落書きがいじめであった場合よりも)深く、複雑な葛藤を抱えている可能性があり、より丁寧な支援が必要であると感じていたと述べている。この思いは、小学校担任から中学校への引継ぎの際には報告したと(同担任は)述べているが、前記引継ぎ書には反映されていない。前述のような否定的な引継ぎがなされている場合、いじめ(本件落書き)の「自作自演」の可能性は、小学校担任の言う「より丁寧な支援が必要」となる理由としては受け止められず、もっと短絡的に、「いじめは本人の捏造であり、自己責任である」という程度に共有された可能性が高い。

(3) 中学校時代

中学校は、小学校からの引継ぎ内容の印象のまま、当該生徒に対して否定的な見方をしている。中学校担任による(入学後間もない)4月時点での報告では、(当該生徒は)「顔を隠すようにマスクをつけている」、「弁当を食べるのが遅い」、「ぼおっ

とした感じの反応」など、前向きな意欲が見られない行動が列挙されている。これらは、当該生徒からの何らかのSOSと捉えることが必要であった。小学校担任が心配していた(本件落書きが)「自作自演」であった場合の「より丁寧な支援が必要」という思いは、中学校には伝わらず、単に問題が起こらないように対応されたにとどまり、当該生徒の心情は理解されていない。

(4) 教師に求められるカウンセリングマインド

母親に対するDVによって転居を余儀なくされ、いじめ(本件落書き)によるトラウマも抱える当該生徒に対しては、子どもへの深い理解と、受容的な指導・支援が求められる。学校としての教育相談体制の確立が重視されるとともに、教師一人ひとりにも「カウンセリングマインド」の獲得が求められる。教師は、子どもたちとの日常生活のなかで共感的に児童生徒を理解し、彼らの心情や生活環境を理解した上で指導をしていく。その指導は、カウンセリングの対応を基に、子どもたちを支援することで、彼らに自己決定を促す。学校でのあらゆる場面で、すべての子どもたちを対象にすることができる指導観が「カウンセリングマインド」である。

2 母と子の双方に対する働きかけができなかったか

(1) トラウマインフォームドケアの視点

「トラウマインフォームドケア」とは、「トラウマの影響を理解した対応に基づき、被害者や支援者の身体、心理、情緒の安全を重視する。また被害者がコントロール感やエンパワメントを回復する契機を見出すストレングスに基づいた取り組み」のことである。また、「トラウマの特徴を理解しながら関わるアプローチ」とも表現され、近年、学校、行政、医療機関等の支援機関において導入されつつある。「トラウマ」とは、一般的には、「本来もっている個人の力では対処できないような外的なできごとを体験した時のストレス」を意味する。事件や事故、災害といった生死に関わるような危機的で非日常的な出来事の他にも、家庭での虐待やネグレクト、学校や職場や地域での暴力といったものもトラウマを引き起こす出来事に含まれる。教

師はトラウマを見抜く目を養う必要がある。

当該生徒の生活歴においては、2、3歳時における両親の離婚、母親へのDVなど、子どもの心の安定を揺るがし、その負の影響は甚大であろう出来事が、当該生徒の人生において体験されている。発達途上にある当該生徒には、家庭環境や生活基盤が安定しているという実感を得ることは難しかったと考えられ、こうした出来事の積み重ねが、トラウマ体験として刻まれたのではないかと推測される。

(2) 逆境的小児期体験 (ACEs) について

18歳までに遭遇した心的外傷を引き起こす可能性がある出来事を「逆境的小児期体験」(Adverse Childhood Experiences: ACEs) という。18歳までに逆境体験を幾種類も経験するほど、神経発達不全や社会的・情緒的・認知的障害のリスクが高まり、生涯にわたって心身の健康や社会適応に悪影響をおよぼすことが示唆されている。

「逆境的小児期体験」(ACEs)をもつ児童や生徒は、今日の日本社会において、特別に稀な存在ではないと考えられる。離婚家庭の増加や年々増える虐待認知数を踏まえると、一人親家庭のみならず、たとえ両親が揃っていても、親のDVを目撃していたり、しつけと称した暴力を受けている子どもが身近にいると考えることは、当然のことであろう。子どもに関わる支援者や指導者は、どの子にも「逆境的小児期体験」(ACEs)をもっている可能性があるとして常に心得ておくべきである。

(3) 本件における「トラウマインフォームドケア」について

学校は、当該生徒が大阪から転入した際に、DVが背景にあるとの情報を得た時点で、当該生徒のみならず、母親を含めたこの「家族が支援の対象である」という認識を持つべきであった。

5年生の担任から6年生の担任への引継ぎには、「人と上手に関われない、友達がつくれない、人と関わろうとしない、常に暗い雰囲気を出している、大きな声を出そうとしない、がんばれない、母子家庭で母親に対して暴言を吐く」との記載がある。ここだけを取り出すと、消極的で対人関係が不得手、家庭内では母親に反抗的に振

る舞うという、問題要素を抱えた児童像が浮かび上がる。しかし、もし（小学校5年、6年の）担任に「トラウマインフォームドケア」という視点があり、当該生徒が「逆境的小児期体験」（ACEs）をもっている可能性を想定していれば、こうした本人の態度や雰囲気は、「対人スキルが不足した消極的で扱いにくい児童」という理解ではなく、むしろ当該生徒が「幼少期に体験したトラウマ体験による負の影響としての、対人不安や不信、自尊心の低下」として理解することができたであろう。そうした理解があれば、教室内での担任による当該生徒に対する指導だけではなく、学校としてこの家族（当該生徒と母親）を支援するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、より多角的で積極的な支援方法を模索することも可能であったと考えられる。

また、トラウマインフォームドケアの視点があれば、「死ね」という内容の落書き情報に関しては、当該生徒と母親に対して、もっと繊細な対応と支援を心がけることができたはずである。

（性的違和感のこと）

「大きな声を出そうとしない」、「声が出ない」と繰り返し評価されてきた当該生徒は、中学校担任の指摘、母親からの事情聴取によっても、女性のような仕草や趣向があり、「性別違和」や「性的指向」について悩みがあったかもしれない。

身体的「性別違和」を抱く時期は、小学校入学前に多いと言われており、それにより「性自認」とは異なる性別と扱われることに強い拒否感を持ち、自己の性のあるように不快感と嫌悪感を抱く。その結果、男女二分的システム上にある現在の学校文化にそぐわず、不登校になったり、自己否定から自傷行為や希死念慮が生じることがある。また、自己の「性的指向」に最初に気づくのは13歳頃の思春期が多く、同性に向く場合は、自己否定したり、周囲の差別によって“うつ”の発症や希死念慮を持つ率が高いと言われている。

「男子だから大きな声を出そう」というような指導は、本人にとってトラウマになる可能性があり、不適切である。本件で具体的にどうであったかは不明であるが、そのような視点を教師らが持つことが大切である。

3 自死防止の視点～子どもの心身のサインを理解すること

児童生徒のいわゆる「問題行動」(非社会的、反社会的)には、そうした行動を取る本人にこそ「苦悩」が存在するという視点が不可欠である。学校現場では、集団からはみ出す、もしくは集団になじめない児童生徒を「問題のある児童生徒」とみなし、問題行動をやめさせるように指導するが、こうした指導を行う前に、学校現場での集団への不適応や反抗的な態度などを、児童生徒からの「SOS」メッセージであると受け取ることが必要である。

「児童の自殺」は少数ながら存在し、成人においてはうつ病と自殺に関連があるように、小児期においてもうつ病は自殺の危険因子である。小児期においては、辛さや悲哀感を言語で表現することが十分できないために、不眠、食欲不振、頭痛、腹痛、微熱などの身体症状を呈すること、強迫症状やチック、恐怖症、食行動異常、非行、攻撃などの行動面で問題として現れることも多い。学校現場では、頭痛や腹痛などの体調不良による頻回の欠席、登校しぶり状態において、児童生徒の心の問題が隠れている可能性がある。こうした知識を教師が知っておくことによって、児童生徒の心身の不調に対して、サボりとか、気のせい、根性がない等という表面的な評価を与えたり、本人の心的エネルギーの範囲を超えて無理強いしたりするような、不適切な対応を避けることができる。こうした児童生徒に対しては、厳しく指導してがんばらせる指導ではなく、本人の話や訴えに耳を傾け、身体症状の背景に隠れている気持ちをゆっくりと受容的に聞いていく「傾聴の姿勢」が望まれる。

本件においては、当該生徒が5年生の3学期(1月)よりダイエットを始め、1年足らずで10kgも減量をした場面、6年生の6月頃、当該生徒の反抗的態度について、母親がスクールカウンセラーに(1度だけ)相談した場面、2学期(9月)

になって反抗よりも元気がなくなって来た場面、これらの各場面において心理的支援のチャンスがあったと考えられる。児童期のダイエットによる急激な体重減少は、それが医師による指導等によってなされたものでなければ、背景に拒食症（男子にもある）が潜んでいる可能性がある。10kgもの体重減少のエピソードだけでも、保護者に連絡し事情を聞く等の介入が必要と思われるが、本件では、担任も養護教諭も、この事実を認識しながら、具体的な介入を行っていない。当該生徒の転入の経緯や家庭環境を踏まえれば、担任からの母親への連絡、当該生徒と母親との個別面談等のアプローチも検討すべきであった。

4 専門家（スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー）との連携

(1) スクールカウンセラー（School Counselor: S C）の配置とその役割

学校現場に関わる教師以外の対人援助職として、現状では、「スクールソーシャルワーカー」（School Social Worker: S S W）と「スクールカウンセラー」（S C）が挙げられる。

S Cの役割は、文部科学省によると、① 児童生徒に対する相談・助言、② 保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）、③ 校内会議等への参加、④ 教職員や児童生徒への研修や講話、⑤ 相談者への心理的な見立てや対応、⑥ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応、⑦ 事件・事故の緊急対応における被害児童生徒の心のケア、がある。

S Cは、学校の正規職員ではなく、定期的に訪れる外部専門家である。この「外部性」を生かして、「児童生徒－教員との関係とは別枠で相談を受けることができる」ことがS Cの強みである。しかし、実際の学校現場では、常駐ではないS Cを積極的に活用できているとは言えず、いじめや虐待等の重大事案であっても、その対策メンバーにS Cが入らない事案も散見する。

(2) スクールソーシャルワーカー（S S W）の配置とその役割

スクールソーシャルワーカー（S S W）は、平成12年度の兵庫県赤穂市教育委

員会と関西福祉大学の協力によってモデル事業が開始されたのが最初であると言われている。現在は文部科学省において、主として「虐待防止」の視点から、SSWの活用事業が進められているが、その特徴として同省では次の2点を挙げる。1点目は、「児童生徒、保護者、学校関係者と三者の協働によって問題解決を図る」視点であり、2点目は、問題を「個人の病理」として捉えるのではなく、「環境との不適合状態」と捉え、個人の力量を高めるとともに、個人のニーズに応えることができるような「環境調整に努める」ことである。

(3) 本件におけるSC、SSWとの関わり

本件では、当該生徒を「DV（を目撃したことによるトラウマを抱えた）被害者」として保護するという観点からSSWを活用し、関係機関と連携をとることが出来たであろう。当該生徒を守るという目的を果たすためにその母親を支援するという視点も必要である。また、前記保護の観点からは、体重減少に関しては、栄養摂取という側面のみならず、心理的側面についての考察も必要である。当該生徒が5年生3学期から6年生にかけてとった母親への反抗的態度について、母親は一度だけSCに相談したが、その後継続的な相談には至っていない。担任とSCと養護教諭との間でどのような情報共有がなされていたのか疑問であるし、SCが母親に対して何ら説得力を持ち得なかったのは残念である。また、本件落書き事案についても、発生時期が卒業目前という、児童がナーバスになっている時期であったことを踏まえても、外部専門家であるSCを活用し、小学校の締めくくりである卒業式に向け、来る中学校生活も視野に入れて、当該生徒を心理的にケアする必要があった。

これらのエピソードからは、いまだ学校現場がSCやSSWを十分に活用できていない現状が浮かび上がってくる。逆境的小児期体験(ACEs)の視点があれば、当該生徒が人と上手に関われない、雰囲気沈んでいる、大きな声を出せない、頑張れないという性格特性を、逆境的小児期体験(ACEs)による反応かもしれないと捉えることができたであろう。そうした視点があれば、担任は、教室での対応を工夫するだけでなく、SCやSSWと連携し、またそれを通じて地域の支援窓

口との積極的な連携に繋がったかもしれない。

現在、神戸市においてSSWは市内各区に配置されている。本件に関するSSWの関与は確認できない。しかし、本件では、当該生徒の養育環境に鑑みると、学校は積極的にSSWに意見を求めることが必要であった。特に小学校の担任は、本件落書き事案への対応に関して、自身の対応の仕方を反省する意味でも、その当時においてSC、SSWに助言を求めることが出来た。教員間の対応や協議だけでなく、外部の専門家の視点や意見を取り入れるという意識を持たなくてはならない。

(4) 要保護児童対策地域協議会（要対協）の役割

児童福祉法25条の2は、第1項で「地方公共団体は、・・・要保護児童の適切な保護・・・を図るため、関係機関、関係団体・・・等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」と定め、第2項で「協議会は、要保護児童・・・及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は・・・適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする」と定めている。「要保護児童」とは、同法6条の3第8項において「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」とされている。

本件では、平成29年11月14日に病院と学校から、(当該生徒の自殺企図に関して)尼崎市の要対協に通告がなされ、同年12月8日に同要対協は、当該生徒を「支援対象児童」に認定しており、病院において、学校長と担任らも交えて協議が行われている。ここでは母親の支援についても言及されているが、残念なことに、その後実効性のある具体的な支援にまでは至っていない。

神戸市立中学校における当該生徒の自傷行為(リストカットしたりトイレで髪をむしったり)について、学校に(も誰にも)認知されていないが、前述の小学校における(ACEsの視点による)当該生徒からのSOSの掴みと、それに続くSCないしSSWへの支援要請、さらにこれら専門家による適切な助言と介入があれば、神戸市において(当該生徒が中学に入学した頃には)すでに要対協の動きは始まっ

ていたと思われる。(尼崎市に転校した後に)自傷行為が露呈する前に、当該生徒のSOSを最も身近に掴み得たのは、神戸市立小学校であった。結果的にSOSを掴み切れず、中学校への適切な引継ぎはなされず、神戸市立中学校においても見過ごされてきた結果が本件である、と言わざるを得ない。

5 学校における自殺予防教育について

平成30年版「自殺対策白書」(厚生労働省 2018)によると、日本では13歳から39歳までの死因の第1位は自殺であり、10～14歳においても、1位は「悪性新生物」だが、2位は自殺である。こうした現状を踏まえれば、学校現場において、自殺予防に関する「教師らへの研修体制」を早急に整える必要がある。具体的には、青少年の自殺の実態や誤解、自殺の危険因子、自殺する危険性の高い児童生徒に対する援助の仕方、家族の理解、教師に出来ること・出来ないこと、地域の精神保健関連機関の把握と連携、自殺の危険の各段階における対応方法、などを学ぶことになる。子ども達が日常生活の大部分の時間を学校で過ごしていることを踏まえると、子どもの心理的な変化やSOSのサイン、普段とは違う態度や行動など、学校現場にこそ、子どもの心理的不調やうつ病、希死念慮や自殺のサインをキャッチすることが大いに期待される。

また、「児童生徒を対象とした自殺予防教育」も必要である。児童生徒への自殺予防プログラムの導入には、保護者と地域の理解を得ながら慎重に準備をする必要がある、児童生徒に対しても通常の教科教育とは異なる配慮が必要であると指摘されている。「生徒へのプログラム」では、自殺についての理解を深め、自殺の危険を示すサインとは何か、自分自身がストレスに圧倒されそうになった時の対処方法を学び、同級生のSOSサインに遭遇した時の対処の仕方を学ぶなど、児童生徒自身のストレスマネジメントを含め、メンタルヘルスに目を向け、助けを求められるようなスキルを身に付けることも含まれている。

自殺というテーマはとても重いテーマであるため、学校現場での導入には困難が

伴う。まずは、教師が子どもの自殺に関する正しい知識を持ち、児童生徒の言動からSOSサインを読み取ろうとする態度を身につけるだけでも、学校の雰囲気は変わるであろう。スクールカウンセラー（SC）が導入されてからは、児童生徒に対する「ストレスマネジメント」（ストレス対処法）や「アンガーマネジメント」（怒りの対処法）といった心理教育プログラムが実施されることが増えているので、こうした刺激の少ない心理教育プログラムを通して、自分の心と体を大切にすると同時に、他者の心と体も大切にすることの重要性を児童生徒に伝えることで、いじめや“からかい”といった行動を抑止し、クラスや学校の雰囲気をより寛容なものに変化させることが期待される。また、心や体が疲れてしんどい時には、「しんどい」、「助けて」と口に出して言えること、しんどさを我慢しなくてもいいことなど、SOSを出すことは恥ずかしいことではなく、辛さを一人で抱え込まないように、子どもたちの意識を向けることも重要である。

以上